

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県流域下水道事業会計補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、高知県流域下水道事業全体の経営健全化及び事業継続を図るため、高知県流域下水道事業に要する経費の一部に対して補助するものとし、その対象事業は次に掲げるとおりとし、<u>補助率は定額とする。</u></p> <p>(1) 分流式下水道等に要する経費</p> <p>(2) 流域下水道の建設に要する経費</p> <p>(3) 高度処理に要する経費</p> <p>(4) その他知事が特に必要と認める経費</p> <p>第3、4条 略</p> <p><u>(補助金の交付の決定)</u></p> <p><u>第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。</u></p> <p><u>(補助事業の変更)</u></p> <p><u>第6条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げる変更をする場合は、事前に別記第2号様式の変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1) 補助事業の内容を変更するとき(当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微である場合を除く。)</u></p> <p><u>(2) 補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額</u></p> <p><u>(3) 補助対象事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える額の相互流用</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県流域下水道事業会計補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、高知県流域下水道事業全体の経営健全化及び事業継続を図るため、高知県流域下水道事業に要する経費の一部に対して補助するものとし、その対象事業は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 分流式下水道等に要する経費</p> <p>(2) 流域下水道の建設に要する経費</p> <p>(3) 高度処理に要する経費</p> <p>(4) その他知事が特に必要と認める経費</p> <p>第3、4条 略</p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>(補助事業の中止又は廃止)</u></p> <p><u>第7条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(1) (2) 削除</u></p> <p><u>(3) 以降 番号繰り上げ</u></p> <p>(概算払)</p> <p>第9条 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 補助事業者は、第8条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助対象経費が減額となった場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(繰越しの申請)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(1) 補助事業の内容又は経費の配分等を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p><u>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。</u></p> <p>(3) 以下略</p> <p>(概算払)</p> <p>第6条 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 補助事業者は、第5条第8号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助対象経費が減額となった場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(繰越しの申請)</p> <p>第8条 略</p>

新旧対照表

新	旧
<p><u>(補助金の額の確定)</u></p> <p><u>第12条 知事は、第10条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。</u></p> <p><u>(補助金の交付)</u></p> <p><u>第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。</u></p> <p><u>(交付決定の取り消し)</u></p> <p><u>第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</u></p> <p><u>(2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</u></p> <p><u>(3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(報告等)</u></p> <p><u>第15条 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第16条 略</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(グリーン購入)</p> <p>第9条 略</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第10条 略</p>

新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</li><li>2 この要綱は、令和4年1月5日から施行する。</li><li>3 <u>この要綱は、令和4年 月 日から施行する。</u></li></ol>	<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</li><li>2 この要綱は、令和4年1月5日から施行する。</li></ol>